

流教総第 121 号

令和 3 年 9 月 13 日

保護者 様

流山市教育委員会

(公印省略)

緊急事態宣言の再延長に伴う学童クラブの対応について

平素は本市の学童クラブ行政に御理解、御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、緊急事態宣言の延長に伴う学童クラブの開所について、下記のとおり対応を延長しますので、御理解、御協力をお願いします。

記

1 保護者の方へのお願い

市内でも新型コロナウイルス感染者が急増しておりますので、可能な限り御家庭での保育に御協力いただきますようお願いいたします。また、感染拡大している状況でございますので、登所については、各家庭で御判断くださいますようお願いいたします。

学童クラブを利用する際には、当面の間、家庭において利用当日の児童の体温・体調を御確認いただき、発熱や咳等の症状がある場合には、学童クラブの利用をお控えください。

あわせて、利用児童・保護者共に、手洗い・うがいの励行、マスクの着用など、感染症拡大防止に努めてください。

2 緊急事態宣言の発出に伴う学童クラブの対応期間

令和 3 年 8 月 2 日～令和 3 年 9 月 30 日 ※再延長

3 学童クラブの開所日及び開所時間

通常どおりの開所日・開所時間とします。

状況に応じて、学童クラブの開所時間を早める場合があります。詳細については学童クラブにご確認ください。

4 保育料の取扱いについて

緊急事態宣言期間の保育料については、日割りで計算し、登所しなかった日の保育料は、学童クラブ運営法人から後日返金します。

5 その他

利用児童が濃厚接触者となった場合、また、PCR検査を受検した場合には、必ず在籍している学童クラブまで御連絡ください。

また、御家族に体調不良の方がいらっしゃる場合は、家庭保育に協力をお願いします。

今後、状況の変化により対応が変わる場合には、別途お知らせいたします。

問い合わせ先 流山市教育委員会 教育総務課 学童クラブ運営係 電話：04-7150-6103
